

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 趣旨

レジオネラ症発生防止対策を強化するために、入浴施設の衛生管理に関する基準を新たに設けた「旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」が令和6年7月1日に施行される。

この度は、旅館業法施行条例の改正を受け、当該条例の施行に関し必要な事項を定める以下の規則について、所要の改正を行うものである。

2 改正を行う規則

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

3 改正内容

条例改正に伴う条項ずれの修正

4 施行期日

令和6年7月1日